

號
定決裁
月
日
文書課長
送發
月
日
起案者

昭和年月日起案

年月日局長

內務省官理局長 大藏省專賣局長 大藏省造幣
局長 司法有刑政局長 農林省營林局長 鐵道總局
長官 海務院長官 運信院文書課長 論習院長
女子學習院長 厚生有社會局長 以上各官

標題の件にて本日別紙の通、地方長官並びに
関係學校長宛通牒をしましたから、参考迄上
一部お送りします。

文部省

裏面白紙

昭和七年八月廿日 27 文部省教科書司長、有志二

農林省農業廳

階名唱法について

從來、國民學校及び中等學校に於ける音樂指導にあたり聽訓練特に和音訓練の極端なる重視からイロハ音名唱法が採用せられてゐたが、種々検討の結果、爾今國民學校及び中等學校に於いて音樂を指導する場合には原則としてドレミ階名唱法に則ることとした。ただし事情により音名唱法（イロハ音名唱法及び固定ドレミ唱法）を繼續して實施するも妨げない。尙、音名は從來通り日本音名を使用すること。

右の趣意を改めて貴管下國民學校及び中等學校に通達せられ、指導上遺憾なきやう特に御配慮

を願ひます。

大日本帝國政府

昭和二十一年九月八日

裏面白紙

教科書局長

政務課長

新聞発表室

階級喝采はつりて、別段の由り新聞と発表してよろしきが
事す。

(國定規格 85×225)

0000 0046

裏面白紙

放課後向
國事務表裏本件の依頼

郵便 21.9.5

郵便 21.9.4

29

大日本帝国政府

附名喚法に關する新陳發表事

文部省は今般國民學校中等学校音楽教育規則として「ドレミ音名喚法」によることとし、地方正副官よりひくは室屋学校長に通牒を發したが、その要點は下記の如きである。

國民學校に於ける聽覺訓練即ち音感教育は、戰時中松度は審正視せられため、音楽教育としこう範圍を逸脱しきる了解向かいが防かれた。これと並んで、音感教育とは其外教導の正しい手段に引致すとせば、音感教育は將來と並んで盛んに盛んにせられはねばならぬ。苟、音感教育の必要上から強制せられても、イロハ音名喚法は原則的而して、ミシカル喚法に於すこととした。それ井下レーベ音名喚法が世界的に通用する喚法であると共に、實論の八。八。一セトヨリが支持してある。しかして、イロハ音名喚法は、音名喚法としてある限りは、下し音名喚法と

(國定規格第三百二十二至五百)

0000 0047

裏面白紙

捷^チナリ方^かト、と考へられ^る向^む、舊^ハナロウを傳^シ播^セ送^ス使^用し^て塞^ナ入^ル林^ナ。これは固^ニ定^トし^て物^事な^いと^いう同様^{である}。

高[・]音^モ多^シく^ニ古^ノ國^ト向^む國^語と^使用^す。ある^うこ^うある^うか^う、わが國^トも[、]音^モ古^ノに仕^入ハ^シ有^ると^使用^する^うは^當然^である[。]

裏面白紙

支那音楽は國民学校中等学校の音樂指導原則として、階名唱法とよびことし、地方長官よりは國立学校に通牒を落したが、音楽要諦からひく趣旨は凡ての通りである。

國民学校における聽覺訓練即ち音感教育は、戰勝中極部に重要視せられてゐる。音樂教育としての範囲を逸脱してゐる傳仰がちりひはある。これを矯正して、音感教育を音樂教育の正しい手段に引度すと共に、正しい音感教育は将来を益々盛んしなければなりません。尚音感教育の必要上から強制せられてゐる日本式音名唱法は原則的にトレミ階名唱法に屬することとなる。さればトレミ階名唱法が、世界的には通用する唱法であると共に、傳説のハーモニカント次上が支持してくれるからである。しかしすこしは日本式音名唱法は歴史としてある見童に新しくトレミ階名唱法を教けたい方がよいと考へられた向は、いんへ音名唱法を連続して使用して差支へはない。これは固定トレミ唱法につりても同様である。

大日本帝國政府

裏面白紙

尚書名(さなづな)は、各國と、自國語を使用してゐるのひきから、わ
か国(かくにん)ありて、書名(かきふみ)は、イロハ(いろは)を使用するは、あやしく
ある。

(圖定規格三公メ三等紙)

階名唱法に關する新聞發表

(二一、九、六)

文部省では今後國民學校中等學校の音樂指導は原則として「ドレミ階名唱法」によることとし、地方長官ならびに關係學校長に達成を要したが、その要點ならびに達成は左の通りである。

國民學校における聽覺訓練から音感教育は、當時山本慶次重要視せられたため、音樂教育としての側面を過脱してゐる傾向がないではなかつた。これを矯正して、音感教育を音樂教育の正しい手段に引戻すと共に、正しい音感教育は將來とも益々盛にしなければならない。尙音感教育の必要上から強制せられてゐたドレミ音名唱法は原則的にドレミ階名唱法に戻すこととした。それはドレミ階名唱法が世界的に通用する唱法であると共に、輿論の八〇パーセント以上が支持してゐるからである。しかしすでにイタリヤ音名唱法に熟達してゐる兒童にドレミ階名唱法を授けない方がよいと考へられる向は、イタリヤ音名唱法を繼續して使用して差支へはない。これは固定ドレミ唱法についても同様である。

諸音名そのものには各國とも自國語を使用してゐるのであるから、わが國においても、音名にはイタリヤ音名を使用するのは當然である。